

第1章 高齢者の居住安定確保プランについて

第1節 プランの目的

- 東京都において高齢化が急速に進行する中、高齢者がいきいきと暮らすことのできる社会の実現を図ることが重要です。
- そのためには、生活の基盤となる住まいについて、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにするとともに、地域で安全に安心して暮らすことのできる環境を整備することが求められます。
- このため、都では、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を目指しています。
- 本プランでは、高齢者の居住の安定確保に向け、住宅施策と福祉施策が連携し、総合的・計画的に施策を推進するための基本的な方針と実現のための施策を示します。

第2節 プランの位置付け等

- 本プランは、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく「高齢者居住安定確保計画」としての位置付けを持つものです。2010（平成22）年に初めて策定しましたが、今般、高齢者を取り巻く住まいの状況等の変化に対応し、本プランを改定します。
- 本プランは、『未来の東京』戦略¹や「東京都住宅マスタープラン」²、「東京都高齢者保健福祉計画」³を踏まえて策定するものです。
- 本プランの期間は、「東京都住宅マスタープラン」及び「東京都高齢者保健福祉計画」との調和も考慮し、2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6年間としています。また、中長期的には、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年、「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となる2040（令和22）年を見据えた計画としています。

なお、本プランは、原則として3年ごとに見直すものとし、必要がある場合は適宜見直しを行います。

¹ 「未来の東京」戦略：目指す2040年代の東京の姿である「ビジョン」を提示し、ビジョン実現への2030（令和12）年に向けた「戦略」と戦略実行のための「推進プロジェクト」、具体的な施策である「3か年のアクションプラン」を定め、都の行政分野の全般にわたって政策の方向性を示した、都政の羅針盤となる都の総合計画。

この中で、戦略7『住まい』と『地域』を大切にす戦略の「人や地域に注目した住生活充実プロジェクト」において、東京ささユール住宅の登録促進や居住支援法人の指定推進、区市町村居住支援協議会の設立促進・活動支援、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業の推進等により、多様なニーズに対応する高齢者向け住宅等の供給を促進することを掲げている。

² 「東京都住宅マスタープラン」：東京都住宅基本条例（平成18年東京都条例第165号）に基づいて策定され、住宅施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画。住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づく住生活基本計画の都道府県計画としての性格を併せ持つ。計画期間は2021（令和3）年度から2030（令和12）年度まで。

³ 「東京都高齢者保健福祉計画」：老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく都道府県介護保険事業支援計画を都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定したもの。計画期間は2024（令和6）年度から2026（令和8）年度まで。